

議 第 1 2 号

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書

上記議案を別紙のとおり茨城県議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成24年6月15日

茨城県議会議長 磯 崎 久喜雄 殿

提出者 茨城県議会議員 海 野 透

同 桜 井 富 夫

同 葉 梨 衛

同 西 條 昌 良

同 田 山 東 湖

同 藤 島 正 孝

同 白 田 信 夫

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書（案）

平成14年、北朝鮮は拉致を認めて5人の被害者を返した。しかし、その時以降、5人の被害者の家族の帰還以外まったく進展はない。北朝鮮の地でわが国からの救いの手を待っている被害者らの苦しみと日本の地で帰りを待つ家族の苦痛も10年延長した。

政府は現在、17人を北朝鮮による拉致被害者として認定している。それ以外に、いわゆる特定失踪者をふくむ多くの未認定被害者が確実に存在する。このことは政府も認めている事実だ。

平成18年以降、政府は首相を本部長とする対策本部を作り担当大臣を任命して被害者救出に取り組んでいるが、いまだ具体的成果を上げることができていない。

昨年末、拉致の責任者である金正日が死んだ。北朝鮮が生きている被害者を死んだと言わざるを得なかったのは、独裁者金正日の責任を認めたくないためだった。その金正日の死は、後継金正恩政権の不安定さを含め救出の好機となり得る。金正恩政権に強い圧力をかけ、実質的交渉に引き出さなければならない。

一方で、混乱事態が発生し被害者の安全が犯される危険も出てきた。混乱事態に備えた対策も早急に検討しなければならない。

拉致問題は重大な主権侵害でありかつ許し難い人権侵害であることは言うまでもない。政府は、今年を勝負の年として、全精力を傾けてすべての拉致被害者を早急に救出するように強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年 月 日

茨城県議会議長 磯崎 久喜雄

(提出先)

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣
拉致問題担当大臣
内閣官房長官